いじめ事案対応マニュアル　　長森南小学校

（いじめられた児童をA、いじめた児童をB及びCとする）

いじめの把握

・児童A、Aの保護者、Aの友人からの申し出
・教師の観察による把握
・心のアンケート、こころのポスト等による把握

↓

事実確認

校長の指示のもと、児童A、児童B、児童Cの学級担任及び学年主任、生徒指導主事が連携して当該児童及び関係児童への聞き取りを行う。
授業よりも、本事案への対応を優先する。

↓

関係児童の指導

聞き取った内容を突合した後、当該児童への指導を行う。この際、**児童Aの安全・安心を確保して対応**にあたる。
教師の一方的な指導で終わらない。児童Aの心情に目を向けさせ、いじめ行為の愚かさに気付かせるよう留意する。

↓

保護者への報告

当該児童の保護者に、指導した内容について報告する。いじめの内容によっては、当該児童の保護者を招集し、今後の対応を協議する。

↓

ここまでを、同日中に行う

事後の見届け

学級や学年児童への説明、指導を検討する。
翌日以降、少なくとも**3か月を経過**するまでは、児童Aの心身の苦痛や学校生活上の不安はないか、児童B及びCに対する誹謗中傷等はないかを観察する。
児童自筆のメモや関係資料を保管する。

【重大事案と判断した場合】

- いじめを把握した段階で、市教委へ報告
- 学校いじめ防止対策推進会議の招集、調査の実施
- 状況により、保護者説明会を開催